

公立大学法人福知山公立大学 役員報酬及び退職手当の支給基準

1 役員報酬及び退職手当に関する根拠法令

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第48条第2項の規定により、公立大学法人福知山公立大学から届出があった「公立大学法人福知山公立大学の役員に対する報酬等の支給の基準」について、法第49条第1項の規定に基づき、評価委員会に通知するもの。

2 役員報酬及び退職手当の支給の基準

- 役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 法人が基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
- 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の一般地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該公立大学法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

(1) 常勤役員

① 給与月額

職名	基本報酬月額
理事長（学長）	550,000円
理事（副学長）	500,000円
理事（事務局長）	450,000円

② 住居手当 公立大学法人福知山公立大学職員給与規程第14条による。

③ 通勤手当 公立大学法人福知山公立大学職員給与規程第15条による。

④ 期末手当 $\{ (基本報酬月額 + (基本報酬月額 \times 20/100)) \times 6月期 169/100$
 $(12月期 181/100) \} \times 在職期間率$

⑤ 退職手当 基本報酬月額 $\times 100/100 \times 在職期間$

【役員が引き続いて職員となった場合】

役員としての在職期間のみ役員退職手当規程による退職手当を支給

【職員が引き続いて役員となった場合】

職員としての在職期間について職員退職手当規程による退職手当を支給

(2) 非常勤役員

① 報酬

職名	報酬日額
理事	30,000円
監事	30,000円

※福知山市理事者を兼務する理事は、報酬を支給しない。

② 通勤に要する費用 公立大学法人福知山公立大学職員等旅費規程に準じる。

参 考

《地方独立行政法人法》

(役員の報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

《公立大学法人福知山公立大学職員給与規程》

(住居手当)

第14条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員及び第16条の規定により単身赴任手当を支給される職員（以下この項において「単身赴任手当受給職員」という）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）に相当する月額の住居手当を支給する。この場合において、その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(3) 単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものは前2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。以下この条において同じ。）につき、規則に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 2,000円から21,700円までの範囲内で別に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額、又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

